

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（1973 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

2023 年度の詳細環境調査においては、5 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1}		化管法指定区分 ^{注2, 3}			調査媒体		
		改正前	改正後	2000 年～	2008 年～	2021 年～	水 質	底 質	大 気
[1]	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名：2-メトキシエタノール）	第二種監視	優先評価	第一種 45	第一種 58	第一種 78	○		
[2]	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロジフェニルメタン（別名：3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン又は 4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)）	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 120	第一種 160	第一種 186			○
[3]	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン	第二種監視	優先評価			第一種 184	○		
[4]	多環芳香族炭化水素類								
	[4-1] ビレネ						○	○	○
	[4-2] クリセン						○	○	○
	[4-3] ベンゾ[a]アントラセン								○
	[4-4] ベンゾ[b]フルオランテン								○
	[4-5] ベンゾ[j]フルオランテン								○
	[4-6] ベンゾ[k]フルオランテン								○
	[4-7] ベンゾ[a]ピレン								○
	[4-8] ベンゾ[e]ピレン								○
	[4-9] ジベンゾ[a,h]アントラセン								○
	[4-10] インデノ[1,2,3-c,d]ピレン								○
	[4-11] ベンゾ[g,h,i]ペリレン						○	○	○
	[4-12] ジベンゾ[a,e]ピレン								○
	[4-13] ジベンゾ[a,h]ピレン								○
	[4-14] ジベンゾ[a,i]ピレン								○
	[4-15] ジベンゾ[a,l]ピレン								○
[5]	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン（別名：N'-tert-ブチル-N-シクロプロピル-6-(メチルチオ)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン）					第一種 398	○	○	

（注 1）「化審法指定区分」における「改正前」とは 2009 年 5 月 20 日の法律改正（2011 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注 2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）をいう。以下同じ。

（注 3）「化管法指定区分」における「2000 年～」とは 2000 年 6 月 7 日の政令制定時の指定を、「2008 年～」とは 2008 年 11 月 21 日の政令改正後の指定を、「2021 年～」とは 2021 年 10 月 20 日の政令改正後の指定をそれぞれ意味する。なお、それぞれの欄における数字は第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質としての政令番号を意味する。